

令和3年 11 月 22 日	
連絡先	
四日市港管理組合	
経営企画部港営課	
担当者	中西
電話	059-366-7013
ファクス	059-366-7049
e-mail	kouei-kanri@yokkaichi-port.or.jp

四日市港管理組合独自のヒアリ生息状況確認調査の継続について

令和3年 10 月 13 日（水）付けで報道発表したとおり、10 月 8 日（金）に四日市港霞ヶ浦地区北ふ頭コンテナターミナル内でヒアリが確認されたことを受け、管理組合は三重県と連携し、環境省の指導のもと、コンテナターミナルのゲート及び外周のフェンス沿いにおいて、独自の生息状況確認調査を実施してきましたが、11 月 19 日（金）現在、環境省による生息確認及び防除において、引き続きヒアリの生息が確認されていることから、管理組合は、国の調査に合わせ、独自の生息状況確認調査を継続することとしましたのでお知らせします。

1 経緯と独自調査の延長

令和3年 10 月 13 日付けで報道発表したとおり、令和3年 10 月 8 日（金）に、環境省による定期的なヒアリの生息状況確認調査において、四日市港霞ヶ浦地区北ふ頭コンテナターミナル内でヒアリの働きアリ約 300 個体が確認されました。

これを受け、環境省では、現在、ヒアリの生息確認及び防除区域を設置し、生息確認及び防除を継続して実施しているところです。

また、これに合わせ、管理組合は、三重県と連携して、環境省指導のもと、コンテナターミナルのゲート及び外周フェンス沿いにおいて、独自の生息状況確認調査を 10 月 15 日（金）から 11 月 22 日（月）まで（※注 1）実施してきたところです。

注 1） 当初 10 月 22 日（金）までの期間を想定していましたが、その時点で国の調査及び防除の状況に合わせ、11 月 22 日（月）まで期間を延長。

これまで管理組合の独自調査では、ヒアリは確認されていませんが、11 月 19 日（金）現在において、当初生息が確認された箇所周辺における環境省の調査においては、引き続きヒアリが確認されていることから、管理組合の独自調査を、環境省の調査・防除が終了するまで継続することとしました。

2 ターミナル外への拡散について

コンテナターミナル内のヒアリ確認は、現時点で環境省が確認箇所周辺に設置した生息確認及び防除区域のみであること、また、本年度環境省が実施したふ頭内周辺調査及び管理組

合が三重県と連携して独自で実施している独自調査においてもヒアリが確認されていないことから、コンテナターミナル外にヒアリが生息している可能性は低いと考えています。

3 四日市港利用者等への情報発信等

(1) 管理組合は、港湾運送事業者等に対して、文書や電子メール等により情報共有を行うとともに、作業の際の注意喚起を徹底します。

また、四日市港の利用者に対しては、霞港公園やシドニー港公園等に注意喚起を促すため、引き続き、看板の設置や、来訪者が多いポートビル等において啓発チラシの掲示や配布を継続します。

(2) 県は、環境省、管理組合等の関係機関と連携し、ヒアリの定着状況等について情報収集を行うとともに、県民に対して注意喚起を行うなど必要な情報発信を行います。

4 県民のみなさまへ

上記のとおり、コンテナターミナル外への拡散の可能性は低いと考えられていますが、念のため、以下の点について注意してください。

(1) ヒアリに刺された時の対応

ヒアリに刺された場合、ヒアリの毒への反応は、個人差がありますので、体調に変化がなくても、20～30分程度は、刺された部位を冷たいタオルや保冷剤などで冷やしながらかん静にし、様子を見てください。その間、なるべく一人にならないようにしてください。体調不良などの異常を感じた場合は、医療機関を受診してください。

(2) ヒアリ発見時の注意点について

ヒアリは攻撃性や毒性が強いため、発見時は、生きた個体を素手で触らないように注意してください。なお、ヒアリやアカカミアリと疑わしいアリを発見した場合は、下記「問い合わせ先」に連絡してください。

5 港湾事業者のみなさまへ

コンテナの開封時等にヒアリやアカカミアリと疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生きたアリ類がいるか等、状況を確認してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 3.1」のP.19～24を参照してください。

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.3.1.pdf

(参考資料)

○ヒアリに関する諸情報について (環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

○ストップ・ザ・ヒアリ改定版(ヒアリの特徴・生態・駆除方法・刺された時の対処方法)(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/20190314hiari.pdf>

○ヒアリに関するFAQ（国際社会性昆虫学会日本地区会）

<https://sites.google.com/site/iussijapan/fireant>

○三重県ホームページ（特定外来生物「ヒアリ」等に関する情報）

<http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500046.htm>

【備考】

本日午後5時に、県政記者クラブ、第二県政記者クラブ及び四日市市政記者クラブに同時発表
しています。

問い合わせ先

（ヒアリ等の外来アリに関すること）

ヒアリ相談ダイヤル（環境省）

電話 0570-046-110

（港湾施設における対応に関すること）

四日市港管理組合経営企画部港営課

電話 059-366-7013

（外来生物一般に関すること）

三重県農林水産部みどり共生推進課

電話 059-224-2578